

# ○米子市駐車場条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、米子市駐車場の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第5号に規定する駐車をいう。
- (2) 普通駐車 1回の入場及び出場を単位とする駐車をいう。
- (3) 定期駐車 1か月を単位とする駐車をいう。

(設置)

**第3条** 米子市駐車場を次のとおり設置する。

名 称	位 置
米子市万能町駐車場	米子市万能町87番地

(駐車の種類)

**第4条** 米子市駐車場（以下「駐車場」という。）における駐車の種類は、普通駐車及び定期駐車とする。

(大型区画の設置)

**第5条** 大型バス及びマイクロバス（以下「大型バス」と総称する。）の普通駐車のために供するため、駐車場に大型区画を設ける。

- 2 前項の大型区画は、大型バスの普通駐車専用とし、大型バス以外の自動車は、これに駐車をしてはならない。

(入出場時間)

**第6条** 自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させることができる時間は、普通駐車にあつては午前8時から午後9時までとし、定期駐車にあつては午前零時から午後12時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の休止)

**第7条** 市長は、駐車場の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部について、その使用を休止することができる。

(使用許可)

**第8条** 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（使用許可の制限）

**第9条** 市長は、駐車をさせようとする自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしないものとする。

(1) 駐車場の構造上駐車をさせることができないものであるとき。

(2) 駐車場の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、又は損傷するおそれがあるものであるとき。

(3) 発火、引火又は爆発のおそれのあるものを積載しているとき。

(4) 著しく悪臭を発するもの、保健衛生上有害と認められるもの又は毒物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物をいう。）若しくは劇物（同条第2項に規定する劇物をいう。）を積載しているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるものであるとき。

（目的外使用等の禁止）

**第10条** 使用者は、使用許可を受けた駐車場の区画を駐車以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可の取消し等）

**第11条** 市長は、使用者若しくは代行者（定期駐車に係る使用者の依頼を受け、又は承諾を得て自動車を駐車場に入場させ、又は出場させる者をいう。以下同じ。）又はこれらの者が駐車をさせている自動車若しくは駐車をさせようとする自動車（以下この条において「駐車自動車」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、駐車場の使用を制限し、若しくは停止し、駐車場への入場を拒否し、又は駐車場からの退場を命ずることができる。

(1) 使用者又は代行者が第8条第3項の条件に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 使用者又は代行者が第18条の規定に違反したとき（同条第2号の規定の適用に当たっては、過失による場合を除く。）。

- (4) 駐車自動車が第9条各号のいずれかに該当するものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者又は代行者がこの条例（これに基づく規則を含む。）に違反したとき、又は市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき。

（使用料）

**第12条** 駐車場の使用料は、別表第1のとおりとする。

（使用料の納付）

**第13条** 使用者は、前条に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 普通駐車に係る使用料は、自動車を駐車場から出場させる際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 定期駐車に係る使用料は、次条の定期駐車券の交付と同時に納付しなければならない。

（定期駐車券）

**第14条** 定期駐車をしようとする者は、あらかじめ、定期駐車券の交付を受けなければならない。

（回数駐車券）

**第15条** 普通駐車に係る使用料の納付に使用するため、回数駐車券を発行する。

2 回数駐車券の額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。

3 回数駐車券は、その額面金額に相当する額の普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。

4 既に発行された回数駐車券は、払い戻さない。

（使用料の減免）

**第16条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

**第17条** 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、定期駐車の場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（禁止行為）

**第18条** 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設等又は他の自動車を汚損し、又は損傷すること。

- (3) 営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 使用許可に係る自動車以外の自動車の駐車をさせること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(事故等による責任)

**第19条** 市は、駐車場に駐車をする自動車の汚損、損傷、滅失又は盗難については、その賠償の責めを負わない。ただし、その原因が市の責めに帰すると認められる場合は、この限りでない。

- 2 駐車場に入場する際に交付を受けた駐車券を提出し、又は第14条の定期駐車券を提示する者に限り、当該駐車券又は定期駐車券に表示された自動車を駐車場から出場させることができる。この場合において、当該駐車券を提出し、又は定期駐車券を提示した者は、当該駐車券又は定期駐車券に表示された自動車を駐車場から出場させることについて、正当な権原を有している者とみなす。

(損害賠償の義務)

**第20条** 使用者及び代行者は、駐車場の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第21条** 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 駐車場の運営に関すること。
- (2) 駐車場の施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

(指定管理者による入出場時間の変更)

**第22条** 指定管理者は、市長の承認を受けて、第6条に規定する入出場時間を変更することができる。

(指定管理者による使用許可)

**第23条** 指定管理者は、その業務として使用許可に関する事務を行うものとする。この場合において、第8条、第9条及び第11条の規定の適用については、これらの規定（これ

らの規定の適用に係る規則の規定を含む。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(米子駅前地下駐車場への適用)

**第24条** 第7条から第11条まで及び第18条から前条までの規定は、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例(平成17年米子市条例第147号)第3条の米子駅前地下駐車場についても適用する。この場合において、第19条第2項中「駐車券を提出し、又は第14条の定期駐車券を提示する者」とあるのは「駐車券又は米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例(平成17年米子市条例第147号)第7条の定期券を提示する者」と、「駐車券又は定期駐車券に表示された自動車」とあるのは「駐車券に係る自動車又は当該定期券に表示された自動車」と、「駐車券を提出し、又は定期駐車券を提示した者」とあるのは「駐車券又は定期券を提示した者」と、第22条中「第6条」とあるのは「米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第5条」と、前条中「使用許可」とあるのは「第24条において読み替えて適用する第8条第1項又は第2項の規定による許可」と、「第8条」とあるのは「同条」とする。

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(普通駐車に係る使用許可に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に旧米子市駐車場条例(昭和63年米子市条例第11号)(これに基づく規則を含む。以下「旧例規」という。)の規定により普通駐車のための駐車場の使用許可を受けている者は、この条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の相当の規定による普通駐車のための駐車場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧例規の規定により交付を受けた駐車券は、この条例の相当の規定により交付を受けた駐車券とみなす。

(定期駐車に係る使用許可に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧例規の規定により定期駐車のための駐車場の使用許可を受けている者は、この条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の相当の規定による定期駐車のための駐車場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧例規の規定により交付を受けた定期駐車券は、この条例の相当の規定により交付を受け

た定期駐車券とみなす。この場合において、この条例の相当の規定によるものとみなされる定期駐車券の有効期間は、旧例規の規定により交付を受けた定期駐車券に記載されている駐車期間の終期に満了するものとする。

(回数駐車券に関する経過措置)

- 4 旧例規の規定により従前の米子市が発行した回数駐車券は、この条例（これに基づく規則を含む。）の規定により市が発行した回数駐車券とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 5 附則第2項及び第3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧例規の規定によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧例規の規定によりされている使用許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）に対するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後におけるこの条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の適用については、この条例の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 6 この条例の施行前に旧例規の規定により従前の米子市長に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定により市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、この条例を適用する。

(使用料に関する経過措置)

- 7 この条例の施行前において旧例規の規定により納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

(損害賠償に関する経過措置)

- 8 この条例の施行前にした行為により生じた損害に対する賠償の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

駐車の種類	単 位		使 用 料
普通駐車	大型バス	1回1時間まで	210円
	以外の自動車	1回1時間を超える時間	150円
		1時間につき	
	大型バス	1回3時間まで	1,500円
		1回3時間を超える場合	3,000円
定期駐車	1か月につき		8,400円

備考

- 1 普通駐車時間に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間として計算する。
- 2 普通駐車に係る駐車場の入出場時間を超えて普通駐車をする場合における使用料の算定に当たっては、午後9時を超えて現に入場している自動車についてはこれを午後9時に退場したものとみなし、午前8時前に現に入場している自動車についてはこれを午前8時に使用許可を受けて入場したものとみなす。

別表第2（第15条関係）

額 面 金 額	発 行 の 単 位	代 金
50円	1組24枚綴り	1,000円
210円	1組12枚綴り	2,100円
1,500円	1組12枚綴り	15,000円

## ○米子市駐車場条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、米子市駐車場条例（平成17年米子市条例第146号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入出場の手続)

**第2条** 自動車を米子市駐車場（以下「駐車場」という。）に入場させようとする者は、駐車場の入口において、米子市駐車場駐車券（別記様式第1号。以下「普通駐車券」という。）の交付を受けなければならない。

2 自動車を駐車場から出場させようとする者は、駐車場の出口において、駐車券を係員に提出の上、条例に定めるところによる使用料を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の定期駐車券の交付を受けている者が自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させようとするときは、当該定期駐車券を係員に提示しなければならない。

(定期駐車券)

**第3条** 条例第14条の定期駐車券（以下「定期駐車券」という。）の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

2 定期駐車券の交付を受けようとする者は、米子市駐車場定期駐車券（変更）交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期駐車券の表示事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(回数駐車券)

**第4条** 条例第15条第1項の回数駐車券の様式は、別記様式第4号に定めるとおりとする。

(使用料の還付)

**第5条** 条例第17条ただし書の規定により定期駐車に係る使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 定期駐車券に表示された自動車を他人に譲渡し、又は廃車し、自動車が滅失した等により、駐車場に駐車をする必要がなくなったとき。

(2) 定期駐車券の交付を受けた者が、転出、死亡等により駐車場に駐車をすることができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(駐車券の紛失)

**第6条** 普通駐車券又は定期駐車券を紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子市駐車場



駐車券紛失等届出書（別記様式第5号）によりその旨を市長に届け出て、普通駐車券又は定期駐車券の再交付を受けなければならない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の規定による定期駐車券の再発行について準用する。
- 3 回数駐車券は、これを紛失し、損傷し、又は滅失した場合であっても、再交付はしないものとする。

#### 附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

（表面）

<p>No.</p> <p>米子市 駐車場駐車券</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">車両番号</td><td></td></tr></table> <p>入場時刻</p>	車両番号			<p>No.</p> <p>領 収 書</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">車両番号</td><td></td></tr></table> <p>米子市 駐車場</p> <p>普通駐車使用料と して、下記の金額を 領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%;">領収日付印</td></tr></table> <p>米子市出納員</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td rowspan="3" style="width: 15%;">使用料</td><td style="width: 55%;">現 金</td><td style="width: 30%;">円</td></tr><tr><td>回 数</td><td>円 枚</td></tr><tr><td>駐車券</td><td>円 枚</td></tr></table>	車両番号			領収日付印	使用料	現 金	円	回 数	円 枚	駐車券	円 枚
車両番号															
車両番号															
	領収日付印														
使用料	現 金	円													
	回 数	円 枚													
	駐車券	円 枚													

(裏面)

注意事項

- 1 駐車券は、切り離さずに大切に保管してください。
- 2 この駐車券を所持している者に限り、この駐車券に記載された車両番号の自動車を駐車場から出すことができます。この場合、この駐車券を所持する者は、その自動車の所有者又はその自動車を駐車場から出すことについて所有者の承諾を得た者若しくは所有者の依頼を受けた者とみなします。
- 3 この駐車券は、自動車を駐車場から出すときは、係員に提出してください。

No.

米子市

駐車場駐車券

車両番号	
------	--

出場時刻

入場時刻

使用料	現金	円
	回数	円 枚
	駐車券	円 枚

様式第2号（第3条関係）

（表面）

No.	
米子市 駐車場定期駐車券 氏名（名称）	
車 両 番 号	
駐 車 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日発行	
米子市長 印	
No.	
領 収 書	
領収金額	円
米子市 駐車場定期駐車使用料として、上記の金額を領収しました。	
米子市出納員	
領収日付印	

(裏面)

注意事項

- 1 この駐車券は、大切に保管してください。
  - 2 この駐車券を所持している者に限り、この駐車券に記載された車両番号の自動車を駐車場から出すことができます。この場合、この駐車券を所持する者は、その自動車の所有者又はその自動車を駐車場から出すことについて所有者の承諾を得た者若しくは所有者の依頼を受けた者とみなします。
  - 3 この駐車券に記載された車両番号以外の自動車を駐車させることはできません。
  - 4 この駐車券は、自動車を駐車場に入れるとき及び駐車場から出すときは、係員に提示してください。
  - 5 この駐車券に記載された駐車期間が経過したときは、返してください。
-

様式第3号（第3条関係）

米子市駐車場定期駐車券(変更)交付申請書 年 月 日 米子市長 様 住 所 (所在地) 申請者 氏 名 (名称) 印 (電話番号 ) 次のとおり、米子市駐車場定期駐車券の(変更)交付を受けたいので、申請します。		
駐車場の名称		
定期駐車の間	年 月 日から 年 月 日まで	
駐車する自動車	車両番号	
	車 種	
	車 名	
	車 色	
変更事項		

様式第4号 (第4条関係)

米子市 駐車場 回数 駐車券	No.				
領 収 書					
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%; padding: 2px;">領収金額</td><td style="width: 80%;"></td></tr></table>	領収金額		<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="padding: 2px;">領収日付印</td></tr><tr><td style="height: 40px;"></td></tr></table>	領収日付印	
領収金額					
領収日付印					
米子市 駐車場回数駐車券代金として、上記の金額を領収しました。					
米子市出納員					
米子市 駐車場 回数 駐車券					
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td></tr></table>	円	24 (12)			
円					
米子市 駐車場 回数 駐車券					
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td></tr></table>	円	23 (11)			
円					
米子市 駐車場 回数 駐車券					
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td></tr></table>	円	1			
円					

様式第5号（第6条関係）

米子市駐車場駐車券紛失等届出書 年 月 日 米子市長 様 住 所（所在地） 申請者 氏 名（名称） ④ （電話番号 ） 米子市駐車場普通駐車券・定期駐車券を紛失等したので、届け出ます。	
駐車券の種類	普通駐車券・定期駐車券
紛失等の事由	紛失・損傷・汚損・その他（ ）
入 場 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分
摘 要	



# ○米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の2第1項の規定に基づき、米子駅前地下駐車場の駐車料金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車 法第2条第4項に規定する駐車をいう。
- (2) 普通駐車 1回の入場及び出場を単位とする駐車をいう。
- (3) 定期駐車 1か月を単位とする駐車をいう。

(駐車料金の徴収)

**第3条** 法第24条の2第1項の規定に基づき、米子市弥生町地内市道久米町末広町通り線上に設置された米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）に自動車を駐車させる者から、別表第1に定める駐車料金（以下「駐車料金」という。）を徴収する。

(駐車の種類)

**第4条** 地下駐車場における駐車の種類は、普通駐車及び定期駐車とする。

(入出場時間)

**第5条** 自動車を地下駐車場に入場させ、又は地下駐車場から出場させることができる時間は、午前5時から午後12時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(駐車料金の納付)

**第6条** 普通駐車に係る駐車料金は、自動車を地下駐車場から出場させる際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 定期駐車に係る駐車料金は、次条の定期券の交付と同時に納付しなければならない。

(定期券)

**第7条** 定期駐車をしようとする者は、あらかじめ、定期券の交付を受けなければならない。

(回数券)

**第8条** 普通駐車に係る駐車料金の納付に使用するため、回数券を発行する。

- 2 回数券の種類は、定額回数券及び単位回数券とし、その額面金額、発行の単位及び代

金は、別表第2に定めるとおりとする。

3 定額回数券はその額面金額のうち使用残額に相当する額の範囲内の、単位回数券はその額面金額に相当する額の普通駐車に係る駐車料金の納付に使用することができる。

4 既に発行された回数券は、払い戻さない。

(駐車料金の減免)

**第9条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の還付)

**第10条** 既に納付された駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車の場合であつて、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された駐車料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(普通駐車に係る使用許可に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に旧米子市駐車場条例（昭和63年米子市条例第11号）第19条において適用する同条例第8条の規定により普通駐車のための地下駐車場の使用許可を受けている者は、米子市駐車場条例（平成17年米子市条例第146号）第22条において適用する同条例第8条の規定による普通駐車のための地下駐車場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（平成8年米子市条例第31号。以下「旧駐車料金徴収条例」という。）に基づく規則（以下「旧駐車料金徴収規則」という。）の規定により交付を受けた駐車券は、この条例に基づく規則の相当の規定により交付を受けた駐車券とみなす。

(定期駐車に係る使用許可に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧米子市駐車場条例第19条において適用する同条例第8条の規定により定期駐車のための地下駐車場の使用許可を受けている者は、米子市駐車場条例第22条において適用する同条例第8条の規定による定期駐車のための地下駐車場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧駐車料金徴収条例及び旧駐車料金徴収規則（以下「旧駐車料金徴収例規」と総称する。）の規定により交付を受けた定期券は、この条

例及びこの条例に基づく規則（以下「新駐車料金徴収例規」と総称する。）の相当の規定により交付を受けた定期券とみなす。この場合において、当該新駐車料金徴収例規の相当の規定によるものとみなされる定期券の有効期間は、当該旧駐車料金徴収例規の規定により交付を受けた定期券に記載されている有効期間の終期に満了するものとする。

（回数券に関する経過措置）

- 4 旧駐車料金徴収例規の規定により従前の米子市が発行した回数券は、新駐車料金徴収例規の規定により市が発行した回数券とみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 5 附則第2項及び第3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧駐車料金徴収例規の規定若しくは旧米子市駐車場条例第19条において適用する同条例の関係規定（以下「旧駐車場条例適用規定」という。）によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧駐車料金徴収例規の規定若しくは旧駐車場条例適用規定によりされている使用許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）に対するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における新駐車料金徴収例規の規定及び米子市駐車場条例第22条において適用する同条例の関係規定（以下「新駐車場条例適用規定」という。）の適用については、新駐車料金徴収例規又は新駐車場条例適用規定の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 6 この条例の施行前に旧駐車場条例適用規定により従前の米子市長に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、新駐車場条例適用規定により市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、新駐車場条例適用規定を適用する。

（駐車料金に関する経過措置）

- 7 この条例の施行前において旧駐車料金徴収条例の規定により納付すべきであった駐車料金については、なお従前の例による。

（損害賠償に関する経過措置）

- 8 この条例の施行前にした行為により生じた地下駐車場の施設、設備又は器具の損害に対する賠償の適用については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

駐車の種類	単 位	駐 車 料 金
普 通 駐 車	30分につき（営業時間の部分に限る。）	100円。ただし、入場から20分以内は、無料とする。
	夜間駐車	無料
定 期 駐 車	1 か月につき	12,600円

備考

- 1 営業時間とは、第 5 条に規定する時間をいう。
- 2 夜間駐車とは、午前零時から午前 5 時までの間の駐車をいう。
- 3 営業時間における普通駐車場の駐車料金は、入場から出場までの時間により算定する。ただし、その間に夜間駐車をしている場合には、一の営業時間ごとに時間を区分して算定する。
- 4 一の営業時間において、普通駐車場の時間（入場から20分以内の時間を除く。）に30分未満の端数があるときのその端数は、30分として計算する。
- 5 普通駐車に係る駐車料金は、入場から24時間までの時間及び以後の24時間ごとに、1,500円を限度額とする。
- 6 定期駐車における1か月とは、起算日の午前零時からその翌月における同日の応答日の前日の午後12時までをいう。
- 7 定期駐車に係る駐車をさせている中途において当該定期駐車の間が満了した場合は、当該満了の時点で普通駐車に係る入場をしたものとみなして、駐車料金を算定する。

別表第 2（第 8 条関係）

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代 金
定 額 回 数 券	3,300円	1 枚	3,000円
	5,500円	1 枚	5,000円
	11,000円	1 枚	10,000円
単 位 回 数 券	100円	1 組11枚綴り	1,000円
	1,500円	1 組11枚綴り	15,000円

## ○米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（平成17年米子市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入出場の手続)

**第2条** 自動車を米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）に入場させようとする者は、地下駐車場の入口において、米子駅前地下駐車場駐車券（別記様式第1号。以下「駐車券」という。）の交付を受けなければならない。

2 自動車を地下駐車場から出場させようとする者は、地下駐車場の出口において、駐車券を提示の上、駐車料金を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の定期券の交付を受けている者が自動車を地下駐車場に入場させ、又は地下駐車場から出場させようとするときは、当該定期券を提示しなければならない。

(定期券)

**第3条** 条例第7条の定期券（以下「定期券」という。）の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

2 定期券の交付を受けようとする者は、米子駅前地下駐車場定期券（変更）交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期券の表示事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(回数券)

**第4条** 条例第8条第1項の回数券の様式は、別記様式第4号に定めるとおりとする。

(駐車料金の還付)

**第5条** 条例第10条ただし書の規定により定期駐車に係る駐車料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 定期券に表示された自動車を他人に譲渡し、又は廃車し、自動車が滅失した等により、地下駐車場に駐車をする必要がなくなったとき。

(2) 定期券の交付を受けた者が、転出、死亡等により地下駐車場に駐車をすることができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(駐車券等の紛失)

**第6条** 駐車券又は定期券を紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子駅前地下駐車場駐

車券・定期券紛失等届出書（別記様式第5号）によりその旨を市長に届け出て、駐車券又は定期券の再交付を受けなければならない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の規定による定期券の再交付について準用する。
- 3 回数券は、これを紛失し、損傷し、又は汚損した場合であっても、再発行はしないものとする。

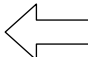
#### 附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

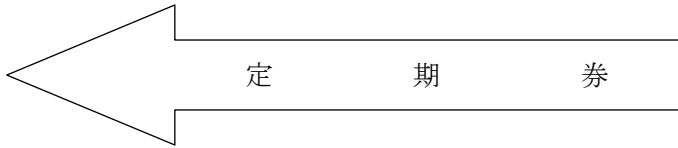
(表面)

折り曲げないでください。	
	米子駅前地下駐車場 駐 車 券 (営業時間 午前 5 時から午後 12 時まで) 営業時間以外は、車の入場及び出場はできません。

(裏面)

1 この券は、折り曲げたり、磁気に近付いたりしないで、出場時まで大切に保管してください。
2 駐車場内での事故、盗難等については、一切責任を負いません。

様式第2号 (第3条関係)

		
No. _____	車両No. _____	氏名 _____
有効期間                      年    月    日まで		
米子駅前地下駐車場		



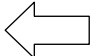
様式第3号（第3条関係）

<p>米子駅前地下駐車場定期券（変更）交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏名（名称） ⑩</p> <p style="text-align: right;">（電話番号）</p> <p>次のとおり、米子駅前地下駐車場定期券の（変更）交付を受けたいので、申請します。</p>	
定期駐車の間	<p style="text-align: center;">年 月 日 から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 まで</p>
駐車する自動車	車 両 番 号
	車 種
	車 名
	車 色
変 更 事 項	

様式第4号（第4条関係）

(1) 定額回数券

(表面)

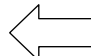
	米子駅前地下駐車場 回数券 円相当分	
発売額	円	(定額)

(裏面)

1 この券は、折り曲げたり、磁気に近付いたりしないでください。
2 この券は、払戻しはしません。また、紛失しても、再発行しません。

(2) 単位回数券

(表面)

	米子駅前地下駐車場 回数券 _____円券	
		(単位)

(裏面)

1 この券は、折り曲げたり、磁気に近付いたりしないでください。
2 この券は、払戻しはしません。また、紛失しても、再発行しません。
3 この券は、表面記載の金額としてのみ使用できますので、精算時に余りが生じても、釣銭は出ません。
4 この券は、現金又は他の回数券と併用することができます。

様式第5号（第6条関係）

米子駅前地下駐車場駐車券・定期券紛失等届出書 年 月 日 米子市長 様 届出者 住所（所在地） 氏名（名称） ㊟ （電話番号 ） 米子駅前地下駐車場駐車券・定期券を紛失等したので、届け出ます。	
駐車券等の種類	駐 車 券 ・ 定 期 券
紛失等の事由	紛失 ・ 損傷 ・ 汚損 ・ その他（ ）
入 場 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分
摘 要	

# ○米子駅前地下駐輪場管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、米子駅前地下駐輪場の管理に関する事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。
- (2) 駐輪 自転車等の運転者が、当該自転車等を離れて継続的に停止させることをいう。
- (3) 一時駐輪 1回の入場及び出場を単位とする駐輪をいう。
- (4) 定期駐輪 1か月を単位とする駐輪をいう。

(保管料金の徴収)

**第3条** 道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、米子市弥生町地内市道久米町末広町通り線路上に設置された米子駅前地下駐輪場（以下「駐輪場」という。）に自転車等の駐輪をする者から、当該自転車等を保管することにつき、別表に定める保管料金（以下「保管料金」という。）を徴収する。

(駐輪の種類)

**第4条** 駐輪場における駐輪の種類は、一時駐輪及び定期駐輪とする。

- 2 一時駐輪の期間は、連続して10日を限度とする。ただし、あらかじめ10日を超えて一時駐輪をさせることを申し出た場合は、この限りでない。

(入出場時間)

**第5条** 自転車等を駐輪場に入場させ、又は駐輪場から出場させることができる時間は、午前5時から午後12時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(駐輪の許可)

**第6条** 駐輪場に自転車等の駐輪をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(許可の制限)

**第7条** 市長は、駐輪をさせようとする自転車等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項又は第2項の許可をしないものとする。

- (1) 駐輪場の構造上駐輪をさせることができないとき。
- (2) 駐輪場の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐輪場の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

**第8条** 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）又は利用者が駐輪をしようとする自転車等が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し当該許可を取り消し、又は自転車等を駐輪場に入場させることを拒み、若しくは駐輪場から出場させることを命ずることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第14条の規定に違反したとき（同条第2号の規定の適用に当たっては、過失による場合を除く。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は市長が駐輪場の管理上必要があると認めたとき。

(保管料金の納付)

**第9条** 一時駐輪に係る保管料金は、自転車等を駐輪場から出場させる際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 定期駐輪に係る保管料金は、次条の定期駐輪券の交付と同時に納付しなければならない。

(定期駐輪券)

**第10条** 定期駐輪をしようとする者は、あらかじめ、定期駐輪券の交付を受けなければならない。

(保管料金の減免)

**第11条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、保管料金を減額し、又は免除することができる。

(保管料金の還付)

**第12条** 既に納付された保管料金は、還付しない。ただし、定期駐輪の場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された保管料金の全部又は一部を還付

することができる。

(施錠の義務等)

**第13条** 利用者は、駐輪場に自転車等の駐輪をしようとするときは、当該自転車等に施錠しなければならない。

2 市長は、駐輪場に施錠されていない自転車等の駐輪がされている場合において、駐輪場の管理上必要があると認めるときは、当該自転車等に施錠することができる。

(禁止行為)

**第14条** 駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐輪を妨げること。
- (2) 駐輪場の施設等又は他の自転車等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 営業行為、演説、宣伝、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 第6条第1項又は第2項の許可に係る自転車等以外の自転車等を駐輪させること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐輪場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(事故等による責任)

**第15条** 市は、駐輪場に駐輪をする自転車等の汚損、損傷、滅失又は盗難については、その賠償の責めを負わない。ただし、その原因が市の責めに帰すると認められる場合は、この限りでない。

2 駐輪場に入場する際に交付を受けた一時駐輪券を提出し、又は第10条の定期駐輪券を提示する者に限り、当該一時駐輪券又は定期駐輪券に表示された自転車等を駐輪場から出場させることができる。この場合において、当該一時駐輪券を提出し、又は定期駐輪券を提示した者は、当該一時駐輪券又は定期駐輪券に表示された自転車等を駐輪場から出場させることについて、正当な権原を有している者とみなす。

(損害賠償の義務)

**第16条** 利用者は、駐輪場の施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第17条** 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐輪場の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 駐輪場の運営に関すること。

(2) 駐輪場の施設等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐輪場の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

(指定管理者による入出場時間の変更)

第18条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第5条に規定する入出場時間を変更することができる。

(指定管理者による許可)

第19条 指定管理者は、その業務として第6条の規定による許可に関する事務を行うものとする。この場合において、同条から第8条までの規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(一時駐輪に係る使用許可に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に旧米子駅前地下駐輪場管理条例(平成8年米子市条例第33号)（これに基づく規則を含む。以下「旧例規」という。）の規定により一時駐輪のための駐輪場の使用許可を受けている者は、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定による一時駐輪のための駐輪場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧例規の規定により交付を受けた一時駐輪券及び一時駐輪札は、それぞれこの条例の相当の規定により交付を受けた一時駐輪券及び一時駐輪札とみなす。

(定期駐輪に係る使用許可に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧例規の規定により定期駐輪のための駐輪場の使用許可を受けている者は、この条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の相当の規定による定期駐輪のための駐輪場の使用許可を受けたものとみなす。

4 前項の場合において、旧例規の規定により交付された定期駐輪券及び定期駐輪シールは、それぞれこの条例の相当の規定により交付された定期駐輪券及び定期駐輪シールとみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧例規の規定によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧例規の規定によりされている使用許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）に対するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後におけるこの条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の適用については、この条例の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

6 この条例の施行前に旧例規の規定により従前の米子市長に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定により市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、この条例を適用する。

（保管料金に関する経過措置）

7 この条例の施行前において旧例規の規定により納付すべきであった保管料金については、なお従前の例による。

（損害賠償に関する経過措置）

8 この条例の施行前にした行為により生じた損害に対する賠償の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。



別表（第3条関係）

種 別	駐輪の種類	単 位		保管料金
自 転 車	一 時 駐 輪	入出場1回につき		100円
	定 期 駐 輪	1 か月につき	一 般	2,040円
			高 校 生 以 下	1,530円
原 動 機 付 自 転 車	一 時 駐 輪	入出場1回につき		150円
	定 期 駐 輪	1 か月につき		2,350円

備考

- 1 一時駐輪における入出場1回とは、同一の日において1回の入場及び出場をすることをいう。
- 2 一時駐輪の期間が2日以上にわたる場合には、入場の日から出場の日までの日数を入出場の回数とする。
- 3 定期駐輪における1か月とは、起算日からその翌月における同日の応当日の前日までをいう。
- 4 定期駐輪に係る駐輪をさせている中途において当該定期駐輪の期間が満了した場合は、当該満了の時点で一時駐輪に係る入場をしたものとみなして、保管料金を算定する。
- 5 この表において「高校生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の高等部の生徒をいう。

## ○米子駅前地下駐輪場管理条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、米子市米子駅前地下駐輪場管理条例（平成17年米子市条例第148号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入出場の手続)

**第2条** 自転車等を駐輪場に入場させようとする者は、駐輪場の入口において、米子駅前地下駐輪場一時駐輪券（別記様式第1号。以下「一時駐輪券」という。）及び一時駐輪札（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた一時駐輪札は、自転車等を駐輪させる際に、当該自転車等のハンドルに取り付けなければならない。

3 自転車等を駐輪場から出場させようとする者は、駐輪場の出口において、一時駐輪券及び一時駐輪札を係員に提出の上、保管料金を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、第4条第1項の定期駐輪券の交付を受けている者が自転車等を駐輪場に入場させ、又は駐輪場から出場させようとするときは、当該定期駐輪券を係員に提示しなければならない。

(定期駐輪券)

**第3条** 条例第10条の定期駐輪券（以下「定期駐輪券」という。）の様式は、別記様式第3号に定めるとおりとする。

2 定期駐輪券の交付を受けようとする者は、米子駅前地下駐輪場定期駐輪券（変更）交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期駐輪券の表示事項を変更しようとする場合も、同様とする。

3 定期駐輪券を交付する場合には、併せて定期駐輪シール（別記様式第5号。以下「定期駐輪シール」という。）を交付する。

4 前項の規定により交付を受けた定期駐輪シールは、駐輪をさせようとする自転車等の後部泥よけその他の見やすい位置に張り付けなければならない。

(保管料金の還付)

**第4条** 条例第12条ただし書の規定により定期駐輪に係る保管料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 定期駐輪券に表示された自転車等を他人に譲渡し、又は廃車し、自転車等が滅失した等により、駐輪場に駐輪をする必要がなくなったとき。

(2) 定期駐輪券の発行を受けた者が、転出、死亡等により駐輪場に駐輪をすることがで

きなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第12条ただし書の規定による定期駐輪に係る保管料金の還付を受けようとする者は、米子駅前地下駐輪場定期駐輪保管料金還付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 定期駐輪券

(2) 定期駐輪シール

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
(駐輪券等の紛失等)

**第5条** 一時駐輪券、定期駐輪券又は定期駐輪シールを紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子駅前地下駐輪場駐輪券等紛失等届出書（別記様式第7号）によりその旨を市長に届け出て、これらの再交付を受けなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による定期駐輪券又は定期駐輪シールの再交付について準用する。

#### 附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

（1枚目）

（表面）

米子駅前地下駐輪場一時駐輪券	
No. _____	
区 分	自転車・原動機付自転車
入場日時	月 日 時 分
<p>出場の際、この券を係員に提出し、 保管料金を納付してください。</p> <p>（入出場時間） 午前5時から午後12時まで</p>	

（裏面）

（注意事項）	
1 保管料金（入出場1回につき）	
自 転 車	円
原動機付自転車	円
<p>駐輪の期間が2日以上にわたる場合は、入場から出場までの日数を入出場の回数とします。</p> <p>2 連続して駐輪できる期間は、10日を限度とします。10日を超えて駐輪する場合は、その旨を申し出てください。</p>	

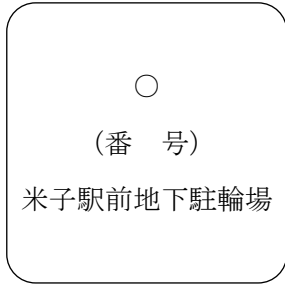
（2枚目）

米子駅前地下駐輪場一時駐輪券	
（控） No. _____	
区 分	自転車・原動機付自転車
入場日時	月 日 時 分
出場日時	月 日 時 分
<p>保管料金</p> <p>_____ 円</p>	

（3枚目）

米子駅前地下駐輪場		
保管料金領収書 No. _____		
区 分	自転車・原動機付自転車	
入場日時	月 日 時 分	
出場日時	月 日 時 分	
<p>保管料金</p> <p>_____ 円</p> <p>上記のとおり、領収しました。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>領収日付印</td> </tr> </table>		領収日付印
領収日付印		

様式第2号 (第2条関係)



様式第3号 (第3条関係)

米子駅前地下駐輪場 定期駐輪券		整理番号	No.
種類	自転車・原動機付自転車	氏名	
区分	一般・高校生以下		
有効期限	年 月 日		
<p>入場及び出場の際、この券を係員に提示してください。</p> <p>入場及び出場ができる時間は、午前5時から午後12時までです。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市長 <span style="float: right;">印</span></p>			

様式第4号（第3条関係）

<p>米子駅前地下駐輪場定期駐輪券（変更）交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所（所在地） 氏名（名称） （電話番号 ）</p> <p>次のとおり、米子駅前地下駐輪場定期駐輪券の（変更）交付を受けたいので、申請します。</p>	
自転車等の種類	自 転 車 ・ 原動機付自転車
区 分	一 般 ・ 高校生以下（学校名 ）
駐 輪 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 事 項	

様式第 5 号 (第 3 条関係)

定 期 駐 輪

(自転車・原動機付自転車)

有効期限

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

整理番号 No. \_\_\_\_\_

米子駅前地下駐輪場



様式第6号（第4条関係）

<p>米子駅前地下駐輪場定期駐輪保管料金還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏名（名称） (印)</p> <p style="text-align: right;">（電話番号 ）</p> <p>次のとおり、米子駅前地下駐輪場の定期駐輪に係る保管料金の還付を受けたいので、申請します。</p>	
自転車等の種類	自 転 車 ・ 原動機付自転車
区 分	一 般 ・ 高校生以下（学校名 ）
駐 輪 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
還付に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
還付を受けようとする理由	

※ 印章がない場合は、自筆で署名してください。

様式第7号（第5条関係）

米子駅前地下駐輪場駐輪券等紛失等届出書	
年 月 日	
米子市長 様	
届出者 住所（所在地） 氏名（名称） （電話番号 ）	
米子駅前地下駐輪場駐輪券等の紛失等をしたので、届け出ます。	
駐輪券等の種類	一時駐輪券 ・ 定期駐輪券 ・ 定期駐輪シール
紛失等の事由	紛失 ・ 損傷 ・ 汚損 ・ その他（ ）
入 場 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分